2023年09月22日

要約意見陳述書3

原告ら訴訟代理人

弁護士 金馬健二

第3 平和的生存権の具体的権利性について

1. 平和的生存権が具体的権利として認められるべきこと

平和は、国民・市民が基本的人権を保障され、人間の尊厳に値する生活を営む基本的な前提条件であり、日本国憲法は、全世界の国民・市民が有する「平和のうちに生存する権利」を確認することによって国際平和を実現し、その中で基本的人権と個人の尊厳を保障しようとした。したがって、平和のうちに生存する権利は、全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的権利であり、単に憲法の基本的精神や理念を表明したにとどまるものではなく、法規範性を有するものと解される。この平和的生存権の具体的権利性は、さらに、包括的な人権を保障する憲法13条の規定によってその内容をなすものとして根拠づけられるととともに、憲法9条の平和条項によって制度的な裏付けを与えられているのである。

とりわけ、憲法9条に反する国の行為によって、国民・市民の生命、自由等が侵害され、又は その危険に曝され、あるいは国民・市民が憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強 いられるような場合、これに対する救済を求める法的根拠として、平和的生存権の具体的権利性 が認められなければならない。

2. 第2次世界大戦、広島・長崎への原爆投下、空襲、ベトナム戦争等々、近くはウクライナ侵

攻等、具体的な戦争によって生命、人生が奪われる悲惨な現実をつぶさにイメージしていただき たい。

- (1) 殺し、殺されることが至上命題とされるのが戦争である。生きる権利を奪い取ることが 前提となるのが戦争である。人権は生存の確保の上に成り立つており、戦争は最大の人権侵害で あるから、国民が平和のうちに生存することが各人の基本的人権が保障されるための基盤となる ことは、人権保障を規定する憲法の上では、論理必然である。この点は、平和的生存権の具体的 権利性を考えるに当たって、重要である。
- (2) 憲法前文の「全世界の国民が、・・・平和のうちに生存する権利を有することを確認する」旨の文言は、必然的に、平和のうちに生存する権利について、我が国民もこれを享受する旨 宣明していることは言うまでもない。
- (3) 少なくとも、戦争の惨禍、あるいは権力による民衆殺戮等によって、殺し、殺し合う渦中に置かれたり、生命、身体、財産等に対する侵害を受けることのない平穏な状態を「平和」と呼ぶことに異論はないであろう。

「平和」という概念は十分に具体的である。

憲法前文①項において、(我が国民は、)「自由のもたらす恵沢を維持し」(その基盤となる生存を脅かす)「戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し」と宣明し、少なくとも戦争の惨禍がないことが平和である旨、平和の意味内容を確定している。

また、憲法前文②項において、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を維持しようと決意した」として、平和達成の手段・方法をも特定しているのである。

(4) 憲法前文②項の「平和のうちに生存する権利」(平和的生存権)は、外延がどこまで及

ぶかは別として、少なくとも、「戦争の惨禍によって生存が脅かされない権利」を内包する権利 であることは一義的に明確である。これは、裁判規範となるべき個々の国民の権利としての具体 的内容を有することは明らかである。

(5) 憲法9条は、日本国民は、国際平和を誠実に希求して、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争解決の手段としては永久に放棄することとして、そのように国家権力に義務づけて、他国及び我が国民の平和的生存権の確保を図り、そのために、戦力不保持、国の交戦権否認を国に義務づけたものである。

立憲主義に基づく憲法である以上、憲法の条項は、あくまでも国家権力を縛る性質を有するものであり、上記のように国家権力に義務づけることにより、国民の平和のうちに生存する権利を確保しようとしたものというべきである。その意味で、憲法9条は、国家の統治活動についての規定としても位置づけられる。

(6) 憲法13条は、個人の尊重、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利は立法、その 他国政の上で最大の尊重を必要とすると規定しており、憲法上明示的に列挙されていない権利利 益の根拠となりうる規定であり、プライバシー権をはじめとする種々の人権を根拠づけている。

個人の尊重も自由も、幸福追求も生命の存在が基礎となることはいうまでもなく、平和の<u>基盤</u>なしには存立し得ない。

法規範性を有する憲法前文が明言している「平和のうちに生存する権利」は、全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的権利であるということができ、その意味で、 憲法13条は、平和的生存権という権利利益の存在根拠となり得るものである。

(7) 以上のとおり、憲法は、「政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起こらないようにし (憲法前文①項)」、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保 持しようと決意して、(憲法前文②項)」「全世界の国民が平和のうちに生存する権利を有することを確認し(憲法前文②項)、そのため、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争解決の手段としては永久に放棄すること(憲法9条1項)」を国家権力に義務づけて、他国及び我が国民の平和の実現を企図し、そのために、戦力不保持、国の交戦権否認を国に義務づけ(憲法9条2項)、これらを前提として、個人の尊重、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利について立法、その他国政の上で最大の尊重を必要とすると規定しているのである(憲法13条)。

即ち、憲法前文、9条、13条(さらには、第3章の基本的人権保護規定)を総合的に考慮すると、憲法の前文、9条による規範に従って、戦争の惨禍がおこらないよう行動すべきことを国家権力に義務づけ、これによって、憲法13条に基づく幸福追求権の基礎となる「戦争の惨禍によって生存が脅かされない権利」「平和のうちに生存する権利(憲法前文)(平和的生存権)」を我が国民に保障しているものと優に認めることができるのである。そして、平和的生存権は、これまで起こった戦争、現に起こっている侵攻ないしは戦争の悲惨な現実をイメージするだけで把握することが可能な、十分に具体的な権利利益として賦与され、保障されたものであることは明らかである。

原判決は、「憲法前文、9条及び13条の諸規定を総合的に考慮したとしても、原告らの主張 する平和的生存権が具体的な権利利益として賦与され保障されていると解することはできない」 と断定するが、原判決に「憲法の諸規定を総合的に考慮した」形跡は全く見いだせない。

(8) 憲法前文、9条、13条は、無責任で愚かな戦争に突き進んで、理不尽にも夥しい数の 国民の死をもたらし、基本的人権を根こそぎ奪い、ささやかな幸福を求めることさえ許されなか った不条理な時代を反省悔悟し、人間の尊厳を取り戻すべく、個人の尊重、生命、自由及び幸福 追求に対する国民の権利を不可侵のものと位置づけ、そのすべての基礎となる平和のうちに生き る権利を保障したものである。 憲法の条項が制定された歴史的な時代背景を真摯に認識し、過去の生々しい戦争による殺戮の 現実、現に世界の各地で起こっている戦争による殺戮、弾圧、生活破壊の実像を肌感覚で率直に 捉えるなら、「平和」や「平和的生存権」が抽象的な概念に過ぎないなどというまやかしの解釈 が生まれる余地はない。

第4 新安保法制法の強行によって、具体的な平和的生存権の侵害が 生じていること

1. 新安保法制法の憲法上の問題点に由来する戦争の危険性

新安保法制法制定についての立法事実として、政府・与党は、「我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、さらに変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している」として、安全保障上の危険性を挙げていた。

安全保障上の危険性があることの情勢認識のもとに、集団的自衛権行使を容認し、後方支援活動、兵站活動をし、米軍等の武器等防護をすることを認め、米国等に対する武力行使が我が国の存立を脅かすおそれがあるとき(存立危機事態)という抽象的な総合的判断によって武力行使ができるという新安保法制法を制定・施行したのである。

しかるところ、米軍等と一体化し、どこでも米軍等のために兵站活動をすることとなり、米軍等に対する武力行使があれば、「存立危機事態」という曖昧な概念のもとに、戦争参加することになれば、我が国民の安全保障どころか、却って、米軍等の戦闘、戦争に巻き込まれる現実の危険を生じることは必然であり、平和憲法の下に、専守防衛を国是としてきた国の形を根底から覆し、戦争をする国に変容させるものであった。

2. 新安保法制法施行後の情勢下における戦争の危険性

米中対立が深まっており、「台湾有事」は、アメリカ軍司令官を含め、米、中、日、欧諸国の

リーダーも口にし、マスコミにおいても、既定のものとして報道されており、遅くとも5年内に は、台湾を巡って、米中が衝突する危険性が迫っていると言われている。

米中対立の中で、様々なレベルで衝突回避に向けての努力がなされているものの、まさに衝突の危険性が迫っているからこそ、衝突回避が叫ばれているのである。そして、当事国が戦争を避けようとしていても、何かの些細な事件を契機として、戦争が勃発することは歴史から我々が学んでいるところである。どこかで、何かの拍子に衝突があり、その結果、米中が戦争状態になれば、日本の米軍基地が攻撃されるのみならず、新安保法制法のもとでは、日本も戦争参加国になり、自衛隊が戦闘に参加するととともに、日本自体が戦争当事国として攻撃の対象とされる。即ち、中国とアメリカが台湾を巡って、戦争に突入した場合に、我が国と密接な関係にあるアメリカに対する武力攻撃が発生したとされ、我が国の存立が脅かされる存立危機事態に該当するとされることになる。アメリカ軍と一体化した自衛隊は、「我が国を防衛するため」として、武力行使をすることになり、まさに、米中戦争において、戦争当事国として我が国は攻撃の対象にされることになる。我が国民は、否応なしに、殺し、殺される最悪の悲劇の中に巻き込まれる。

既に、米軍と自衛隊の実動訓練において、中国軍が我が国にミサイルを撃ち込んだり、上陸して我が国が戦場となって戦闘状態になることを想定した訓練が行われており、戦争に直面する現実的な危険があることが前提となっている。

米軍と一体化することで戦争の抑止力を得ようとすること自体、憲法9条に明らかに違反する のみならず、米軍との一体化によって、米国に敵対する勢力が戦争を思いとどまるとはいえず、 却って我が国が戦争に巻き込まれる危険が増すことは明らかである。

3. 戦争の具体的危険性に対する原告らの認識

戦争は起こってしまってからでは後戻りできず、「戦争の危険が切迫し、現実のものになって」からでは、既に手遅れであって、裁判所の判断すら、もはや意味のないものとなってしまうことは論を侯たない。

戦争体験者である原告らはその体験を通じ、あるいは、原告らの歴史認識を通じて、以上のような新安保法制法が我が国民をテロに曝したり、我が国民が戦争に巻き込まれる現実的な危険性を有することを肌で感じて、矢も楯もたまらず、新安保法制法によって、様々な態様で権利の侵害・抑圧を受けていることを訴えているのである。

新安保法制法施行のもとで、今や我が国民が、「新しい戦前」におかれていることを、私たちは肌で感じているのである。私たちは、子供達の未来のためにも、戦争だけは絶対に起こさせてはならないのである。

4. 原審口頭弁論終結後のさらなるエスカレーション

新安保法制法施行のもとでの、米軍との一体化や、新しい戦前が切迫している実態については、 既に、原審半田証言等によって立証し、具体的に主張してきた。

しかるところ、その後、さらに、政府は、令和4年12月、反撃能力(敵基地攻撃能力)の保有、防衛費の倍増(世界第3位の軍事大国となる。)を含む「国家防衛戦略」に係る「安保三文書改定」の閣議決定をして、際限のない軍拡への道を突き進みつつある。

三文書は、中国、北朝鮮、ロシアという周辺国を意識したものであるが、中国であれ、北朝鮮であれ、日本から攻撃を受けて反撃しないはずはなく、反撃は核兵器の使用まで想定しなければならず、通常兵器による反撃でも、我が国に多数存在する原子力発電所が損傷すれば、我が国民は壊滅的な被害を被るのである。戦争は起こってしまえば後戻りできず、たとえ国民の福祉や科学研究等を犠牲にして膨大な防衛予算をつぎ込んだ「国防」によって、国家体制という「国」だけの存続は辛うじて保てたとしても、夥しい数の人間の命が理不尽に奪い去られることは避けようにも避けられないことは今や為政者の常識に属する。

なお、付言するに、軍事力を強化すれば、相手国は攻撃してこないという「抑止力幻想」は歴 史的に破綻しており、却って相手方の「反撃」を煽ってしまう面があることも否定できない。

新安保法制法施行によって、原審口頭弁論終結後、さらに我が国が戦争に巻き込まれる具体的

危険性が高まるに至っていることについては、控訴審における半田証言によって具体的に補充立 証する予定である。

5. 残念な新安保法制違憲訴訟棄却判決に関与した裁判官

そのような誰もが認めるような戦争の危険性が叫ばれる中で、「平和的生存権を否定」したり、「戦争の危険が切迫し、現実のものになったものとは認められない」とか、「危険は具体的でなく、原告らの不安は主観的なものにとどまる」とか、「権利侵害の具体的危険性がない」などと、現実から目を背け、空疎な説示をして、憲法判断を避け、国民にとって大事な争点に真摯に向き合わないというのは、裁判官の感性や謙虚さが欠けているということだけで済む問題ではない。裁判官として恥ずかしいだけではなく、司法機能不全としか言いようがないのである。

少なくとも、立憲主義、権力分立の観点から、裁判所に違憲立法審査権を与えて憲法秩序を維持しようとした憲法の趣旨からすると、本件のような国民の安心、安全にとって極めて重要な問題について、重大な憲法違反が行われた場合に、憲法判断を避けることは、裁判所としての職責を放棄したものとして、裁判官の資質・適格性が問われるべきこととなる。

以上